

議案第130号の参考資料

一般職給与改定案

1 特定任期付職員及び会計年度任用職員以外の職員

(1) 改定前後の給与比較

人事院勧告に基づく国家公務員平均給与（令和6年4月1日現在）

現 行 405,378円（平均年齢42.1歳 平均経験年数20.0年）

改定案 416,561円

改定額 11,183円 改定率 2.76%

埼玉県職員給与改定 埼玉県職員平均給与（令和6年4月1日現在）

現 行 379,111円（平均年齢41.6歳 平均経験年数19.1年）

改定案 389,700円

改定額 10,589円 改定率 2.79%

熊谷市職員給与改定 熊谷市職員平均給与（令和6年4月1日現在）

現 行 371,502円（平均年齢42.7歳 平均経験年数19.1年）

改定案 380,296円

改定額 8,794円 改定率 2.37%

○ 熊谷市職員の平均的な昇給率により、国家公務員の平均年齢に合わせた場合の平均給与の試算

国家公務員の平均年齢	熊谷市職員平均給与	国家公務員平均給与
42.1歳での試算	377,973円	416,561円

(2) 熊谷市職員の給与改定内容

ア 給料

現 行	改 定 案
平均給料月額（令和6年4月1日現在） 337,805円	平均給料月額（令和6年4月1日現在） 346,342円 平均8,537円の引上げ

備考 適用年月日は、令和6年4月1日からとする。

イ 期末・勤勉手当の支給割合

(7) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

		6 月期	1 2 月期	合計	総支給割合
令和 6 年度 (現 行)	期末手当	1. 2 2 5 月	1. 2 2 5 月	2. 4 5 月	4. 5 0 月
	勤勉手当	1. 0 2 5 月	1. 0 2 5 月	2. 0 5 月	
令和 6 年度 (改定案)	期末手当	1. 2 2 5 月	1. 2 7 5 月	2. 5 0 月	4. 6 0 月
	勤勉手当	1. 0 2 5 月	1. 0 7 5 月	2. 1 0 月	
令和 7 年度以降 (改定案)	期末手当	1. 2 5 月	1. 2 5 月	2. 5 0 月	4. 6 0 月
	勤勉手当	1. 0 5 月	1. 0 5 月	2. 1 0 月	

(4) 定年前再任用短時間勤務職員

		6 月期	1 2 月期	合計	総支給割合
令和 6 年度 (現 行)	期末手当	0. 6 8 7 5 月	0. 6 8 7 5 月	1. 3 7 5 月	2. 3 5 月
	勤勉手当	0. 4 8 7 5 月	0. 4 8 7 5 月	0. 9 7 5 月	
令和 6 年度 (改定案)	期末手当	0. 6 8 7 5 月	0. 7 1 2 5 月	1. 4 0 月	2. 4 0 月
	勤勉手当	0. 4 8 7 5 月	0. 5 1 2 5 月	1. 0 0 月	
令和 7 年度以降 (改定案)	期末手当	0. 7 0 月	0. 7 0 月	1. 4 0 月	2. 4 0 月
	勤勉手当	0. 5 0 月	0. 5 0 月	1. 0 0 月	

備考 適用年月日は、令和 6 年 1 2 月 1 日からとする。ただし、令和 7 年度以降の期末・勤勉手当については、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

(3) 行政職給料表の上位 4 号給までの号給の廃止

行政職給料表の 4 級、5 級、7 級及び 8 級のうち、それぞれ上位 4 号給までの号給を廃止し、国の行政職俸給表との整合性を図るもの

※ 現行、本改正により廃止となる号給に該当している職員に対しては、現給を保障する。

2 特定任期付職員

(1) 給料

号給	現 行	改 定 案
1	3 8 0, 0 0 0 円	3 9 2, 0 0 0 円
2	4 2 7, 0 0 0 円	4 4 0, 0 0 0 円
3	4 7 7, 0 0 0 円	4 9 2, 0 0 0 円
4	5 3 9, 0 0 0 円	5 5 5, 0 0 0 円
5	6 1 5, 0 0 0 円	6 3 4, 0 0 0 円

備考 適用年月日は、令和 7 年 4 月 1 日からとする。

(2) 期末手当の支給割合

	6月期及び12月期	総支給割合
令和6年度 (現 行)	1. 7 0 月	3. 4 0 月
令和7年度以降 (改定案)	1. 7 5 月	3. 5 0 月

備考 適用年月日は、令和7年4月1日からとする。

3 会計年度任用職員

期末・勤勉手当の支給割合

		6月期	12月期	合計	総支給割合
令和6年度 (現 行)	期末手当	1. 2 2 5 月	1. 2 2 5 月	2. 4 5 月	4. 5 0 月
	勤勉手当	1. 0 2 5 月	1. 0 2 5 月	2. 0 5 月	
令和6年度 (改定案)	期末手当	1. 2 2 5 月	1. 2 7 5 月	2. 5 0 月	4. 6 0 月
	勤勉手当	1. 0 2 5 月	1. 0 7 5 月	2. 1 0 月	
令和7年度以降 (改定案)	期末手当	1. 2 5 月	1. 2 5 月	2. 5 0 月	4. 6 0 月
	勤勉手当	1. 0 5 月	1. 0 5 月	2. 1 0 月	

備考 適用年月日は、令和6年12月1日からとする。ただし、令和7年度以降の期末・勤勉手当については、令和7年4月1日からとする。